

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

令和元年10月1日より消費税率(国・地方)が8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和6年度涌谷町一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

(歳入) ・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 214,924 千円

(歳出) ・地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 2,414,976 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

項目	予算科目				特定財源				一般財源	
	款	項	目	令和6年度 当初予算	国庫支出金	県支出金	町債	その他	引上げ分の 地方消費税	その他
社会福祉	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	292,530	39,719	63,512	0	15,227	26,796	147,276
			国民年金事務費	93	0	0	0	0	0	93
			老人福祉費	658,121	18,624	56,208	0	2,104	89,465	491,720
			障害者福祉費	485,410	210,496	122,777	0	0	23,419	128,718
		児童福祉費	児童福祉総務費	530,255	291,313	102,068	0	16,275	18,564	102,035
			母子・父子福祉費	3,039	0	1,345	0	250	222	1,222
			児童館費	0	0	0	0	0	0	0
			児童福祉施設費	45,904	10,456	10,456	0	6,500	2,847	15,645
			保育所費	163,011	4,460	2,153	0	8,857	22,712	124,829
		災害救助費	災害救助費	627	0	0	0	0	0	627
小計①				2,178,990	575,068	358,519	0	49,213	184,025	1,012,165
社会保険	民生費	社会福祉費	老人福祉費	0	0	0	0	0	0	0
小計②				0	0	0	0	0	0	0
保健衛生	衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	139,346	9,182	2,915	0	12,300	17,695	97,254
			予防費	38,136	606	0	0	2,000	5,469	30,061
			環境衛生費	28,093	1,656	0	0	1,460	3,845	21,132
			疾病予防対策事業費	30,411	58	705	0	5,008	3,890	20,750
小計③				235,986	11,502	3,620	0	20,768	30,899	169,197
合計①+②+③				2,414,976	586,570	362,139	0	69,981	214,924	1,181,362

※1社会保険の部分については、国民健康保険・介護保険・年金など。それぞれ、社会福祉総務費、老人福祉費に含まれます。

※2保育所費については、こども園経費に含まれる幼稚園分の経費を除いた金額となっており、当初予算書の金額と一致しません。